

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月3日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職理事 佐野 郁夫

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

地球環境基金助成金の募集案内等に係る新聞広告制作・掲載業務

#### (2) 仕様等

仕様書のとおり

#### (3) 期間

契約締結日から平成28年11月30日（水）

#### (4) 入札方法

- ①入札金額は、総価とする。入札者は、仕様に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- ②落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 競争入札に参加することができない者(別紙参照)

- ①独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則(以下「取扱細則」という。)第4条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ②取扱細則第5条に規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者等

(2) 平成28年・29年・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(3) 上記(2)の資格を有する者のうち、「資格審査結果通知書」の写しを平成28年10月19日（水）(入札日の前日)までに提出すること。

(4) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー8階  
独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金部 基金管理課

e-mail : c-kikinkanri@erca.go.jp

電話 : 044-520-9606

FAX : 044-520-2192

(2) 入札説明書の交付期間

本公告の日から平成28年10月18日(火)の17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(ただし、12時00分～13時00分は除く。)とする。

なお、電子メールによる入札説明書の交付を受けようとする時は、平成28年10月18日(火)の17時00分までに、上記(1)の電子メールアドレスに以下の必要事項を記入の上、連絡すること。その後、機構から入札説明書一式のデータを交付する。

〈必要事項〉

メール件名:【入札説明書希望】地球環境基金助成金の募集案内等に係る新聞広告制作・掲載業務

本文 : ①会社名

②所属部署

③担当者名

④郵便番号・住所

⑤電子メールアドレス

⑥電話番号

⑦FAX 番号

⑧入札説明書を希望する入札の名称

メールを送受信する環境が無い場合には、平成28年10月18日(火)17時00分までの平日の10時00分～17時00分の時間帯(ただし、12時00分～13時00分は除く。)に、上記(1)の連絡先にFAXで上記必要事項を連絡すること。その後、機構からFAXもしくは郵送で入札説明書一式を交付する。

4. 競争執行の日時及び場所

(1) 郵送による入札書の受領期限

平成28年10月19日(水) 必着

(2) 入札

平成28年10月20日(木) 13時30分から

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310ミューザ川崎セントラルタワー 8階  
独立行政法人環境再生保全機構 第3会議室

(3) 開札

入札終了後直ちに開札する。

## 5. その他

### (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金に関する事項

免除する。

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (4) 契約書の作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

当機構が定める予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) その他詳細は入札説明書による。

## 6. 契約情報の公表について

### (1) 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日、当該契約情報を当機構のホームページにおいて公表する。

### (2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に伴う公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### ① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

#### ② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び当

構における最終職名

2) 当機構との間の取引高

3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提出していただく情報

1) 契約締結日時点で在職している当機構 OB に係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則 72 日以内(4 月に締結した契約については原則 93 日以内)

(3) 「資格停止措置等」の公表

取扱細則第 5 条の規定により資格停止措置を受けた者は、資格停止業者名等を当機構ホームページにより公表します。

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則(抄)

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

(一般競争等に参加させることができない者)

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

(一般競争等に参加させないことができる者)

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、次の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等に参加させない期間を延長することができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## 「地球環境基金助成金の募集案内等に係る新聞広告制作・掲載業務」仕様書

### 1. 目的

『地球環境基金平成 29 年度助成金の募集』を開始するにあたり、募集案内及び地球環境基金事業の紹介を全国に広く周知するために、新聞紙面上に広告を掲載する。

### 2. 契約期間

契約締結の日から平成 28 年 11 月 30 日（水）まで

### 3. 業務内容

#### (1) 掲載紙面の手配・調整

次のとおり掲載紙面を手配し、新聞広告の実施に当たって各種調整を行うこと。

##### 1) 掲載紙：朝刊販売部数が 300 万部※以上の全国紙（朝刊）

※日本 ABC 協会「新聞発行レポート 半期・普及率」の 2015 年 1 月～6 月平均において

##### 2) 掲載回数：1 回

##### 3) 掲載日

平成 28 年 11 月 7 日（月）～11 月 27 日（日）のうちの 1 日

※掲載日については、決定次第、機構担当者へ報告すること。

##### 4) 掲載範囲：全国版

##### 5) サイズ：全 5 段

##### 6) 色 数：カラー

#### (2) 広告原稿の作成・掲載

##### 1) 掲載概要

「地球環境基金平成 29 年度助成金の募集」及び地球環境基金の事業紹介等について、下記 2) を満たす広告原稿を作成し、掲載すること。

##### 2) 作成内容

①イラストや写真等を使用し、文字の装飾や言葉の表現を工夫する等わかりやすく募集内容等の紹介を行うこと。なお、募集内容等の関係資料は、機構から別途提供する。

②地球環境基金は、民間団体（NGO・NPO）が開発途上地域または日本国内で実施する環境保全活動に対し助成金の交付を行っている。これを踏まえ、環境保全をテーマにしたさわやかなデザインを作成し、使用するイラスト、写真、レイアウトを変えて 2 種類以上提案すること。なお、イラスト、写真を使用する提案をそれぞれ 1 種類以上含めること。

③使用するイラストは、書き起こすこと。

- ④提案したデザインが機構の了承を得られない場合は、了承が得られるまで提案を続け、修正指示に応じること。
- ⑤機構の事業の一環として行われることが分かるようにすること。

#### 4. 納品物の提出部数、期限及び提出場所

##### (1) 提出部数・提出期限

- ①新聞広告を掲載した新聞 3部  
納期：掲載後、直ちに機構へ提出すること。
- ②新聞広告デザインデータ（入稿データ及びPDFデータ）  
納期：平成28年11月30日（水）まで  
※CD-Rに格納し提出すること

##### (2) 提出場所

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F  
独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金部基金管理課

#### 5. 著作権等の扱い

- (1) 本業務における成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、機構に帰属するものとする。なお、請負者は自ら制作、作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び仕様許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (4) 広告掲載終了後も機構が継続してその図案等を使用できるように措置すること。

#### 6. 個人情報の保護

- (1) 請負者は、契約書第2条に規定する契約業務の範囲で個人情報（特定の個人を識別できる情報をいう。）を取得する場合には、機構の指示に従うものとする。
- (2) 請負者は、業務の履行により取得した個人情報を第三者に提供し、開示し、又は漏えいしてはならない。
- (3) 請負者は、業務の履行により取得した個人情報については、業務の目的の範囲内でのみ使用し、複製又は改変が必要な場合には、事前に機構から書面による承諾を得るものとする。
- (4) 請負者は、業務の履行により取得した個人情報については、当該個人情報の管理に必要な措置

を講ずるものとし、必要な措置の細目については、事前に機構から書面による承諾を得るものとする。

- (5) 請負者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には速やかに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。
- (6) 業務が終了したときは、請負者は、速やかに当該個人情報を復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄し、その旨を書面により機構に報告するものとする。
- (7) 機構は、個人情報の管理の状況について、必要に応じ、請負者に事前に通知し、請負者を年1回以上の検査をすることができる。
- (8) 請負者において、機構の承認を得て業務の一部を再請負する場合には、再請負先において(1)から(6)の措置を遵守させるものとする。また、再請負先における個人情報の管理の状況について、必要に応じて、年1回以上の定期的検査等を行うものとする。ただし、機構が直接行う場合は、不要とする。

## 7. その他

- (1) 契約後すみやかに工程表を機構に提出し、掲載日等の作成スケジュールに関して、機構と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、機構と請負者との間で協議して定めるものとする。